

平成30年8月28日
文 部 科 学 省
高等教育局大学振興課

大学入学共通テストの枠組みで実施する民間の英語資格・検定試験について

現在、文部科学省では、昨年7月に策定・公表した「大学入学共通テスト実施方針」（以下「実施方針」という。）に基づき、大学入試センター（以下「センター」という。）とも連携しながら、2020（平成32）年度からの大学入学共通テストの導入に向けた取組を進めています。

英語の4技能評価に関しては、例えば、平成29年11月の国立大学協会会長談話で、英語の認定試験の認定の基準及びその方法、学習指導要領との整合性、受験機会の公平性担保等について、さらなる詳細が示されるべき課題として指摘をいただいたほか、全国都道府県教育長協議会や高等学校など各方面から様々な意見を頂戴しているところです。

そのため、英語の4技能評価に関する様々な指摘や意見に対応する形で、現在の進捗状況等について以下のとおりお知らせします。

1. 参加要件及び参加要件を満たしていることの確認方法

2020年度から実施される大学入学共通テストの枠組みにおいて活用される英語の民間資格・検定試験（以下「英語民間試験」という。）については、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用することとしており、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしていることをセンターが確認したものを活用することとしています。

これを具体化するための仕組みとして、センターにおいて「大学入試英語成績提供システム」（以下「成績提供システム」という。）を設けることとし、「大学入試英語成績提供システム運営要項」（平成29年11月1日理事長裁定）及び「大学入試英語成績提供システム参加要件」（同。以下「参加要件」という。）を定め、これらに基づき、参加申込を受け付けました。《参考資料1》

参加要件を満たしていることの確認方法としては、高等学校及び大学関係者をはじめ、関係分野の有識者等により組織される「大学入試英語成績提供システム運営委員会」をセンターに設置し、申込に当たり提出された書類についての検討及び実施主体からのヒアリング等を行いました。

参加要件に定める事項のうち、高等学校学習指導要領との整合性及びC E F R（外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）との対応関係（段

階別表示)等については、文部科学省において確認を行いました。

その結果、参加申込のあった7実施主体・24の資格・検定試験のうち7実施主体・23の資格・検定試験について参加要件を満たしていることが確認されました(一部条件付きを含む)。

現在、センターでは、成績提供システムの検討・準備状況を、高等学校及び大学に対し通知できるよう準備を進めています(可能な限り速やかに発出予定)。併せて、成績提供システムに参加する英語民間試験の実施主体においては、それぞれの目的・特長、大学に提供される成績情報等を比較可能な形式で一覧としてとりまとめた上で、英語4技能試験情報サイト(平成26年12月に文部科学省において発足した「英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会」に参加する試験実施主体が集まり、作成したポータルサイト)に掲載する予定です(9月中を目途)。

2. 高等学校学習指導要領との整合性

英語民間試験と高等学校学習指導要領(以下「指導要領」という。)との整合性に関し、指導要領において養うことを目標としている能力及び各英語民間試験において評価する能力に整合性があるか、指導要領に基づく指導において取り上げられる言語使用の目的や場面と英語民間試験が狙いとする言語使用の目的や場面に整合性があるか等について、文部科学省において英語教育の専門家等(英語教育の専門家、高等学校英語教育の教育課程の基準の専門家、文部科学省職員)による確認を行いました。

具体的には、英語民間試験実施主体において、①試験の目的・出題方針、②4技能ごとの測定しようとする能力、③試験の各問題と指導要領の関連等について記載した資料と実際の試験問題を文部科学省に提出し、有識者及び文部科学省において、実際の試験問題も確認した上で整合性があることを確認しました。
《参考資料2》

3. 受験機会の公平性担保、受験生の経済的負担軽減等の具体的方法

成績提供システムの参加要件では、

- ・日本国内において広く高校生に受検され又は大学入学者選抜に活用された実績があること、
 - ・試験は原則として、毎年度全都道府県で実施すること、
 - ・経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であることを公表していること、
 - ・障害等のある受検生への合理的配慮をしていることを公表していること、
- 等が定められており、これらの要件をセンターにおいて確認しています。

その上で、現在、文部科学省において、各高等学校に対して「『大学入試英語成績提供システム』参加試験ニーズ調査」を依頼しているところであり、同調査の結果を踏まえて、受検生が必要な受検機会を得られるよう、英語民間試験を実施する事業者等に対して、受検需要に応じた実施会場の確保や検定料値下げ等の配慮を求めていくこととしています。《参考資料3》

大学入試全体の受験料負担の軽減策としては、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、低所得者層に対する給付型奨学金の中で大学等の受験料を対象経費として計上することとなっています。今後、文部科学省において、制度の実施に向けてさらに詳細な検討を重ね、2020年4月からの制度実施に向けて、準備を進めていくこととしています。《参考資料4》

また、障害等のある受検生が受検する場合の合理的配慮については、英語4技能試験情報サイトにおいて、具体的な配慮内容や相談窓口、特定の技能を免除した場合の取扱い等について掲載できるよう準備中です。

さらに、昨年7月に公表した実施方針で明らかにされていなかった事項について、「『大学入学共通テスト』検討・準備グループ」等で検討した上で、8月10日付で「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」を各大学等へ通知したところです。この中で、高校2年時に一定の成績を収めた者であって経済的に困難な事情を有する者または離島・へき地に居住あるいは通学している者の負担軽減や、病気等のやむを得ない事情により受検できなかった者、障害のある受検者の扱いについて示したところです。《参考資料5》

なお、詳細な運用方法については、可能な限り早期にガイドラインを検討・作成し周知することとしています。

4. 資格・検定試験の成績とCEFRとの対照表の確認

文部科学省が平成30年3月に公表した「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」（以下「対照表」という。）の作成に当たっては、「英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会」の「英語の資格・検定試験とCEFRとの対応関係に関する作業部会」（外国語教育及び言語学を専門とする大学教授や英語民間試験を実施する民間事業者等により構成）において、CEFRの作成主体である欧州評議会の定めるマニュアルに基づき、それぞれの英語民間試験とCEFRとの対応関係と、その根拠となる検証方法や研究成果、それらが公表されていること、その対応関係を検証していく体制が整っていること等の確認等を行ったものです。《参考資料6》

このように、文部科学省では、活用の参考となるよう対照表の作成に係る確認を適切に行った上で公表しておりますが、その上で、成績の活用方法は各大学に

において入学者受入れの方針に基づき決定すべきものであり、各英語民間試験の内容・実施方法の違い等を考慮し、大学の判断で対照表に基づかない独自の活用を行うことも従前通り可能です。

5. 実施及び採点の信頼性等

成績提供システムの参加要件として、

- ・試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策を公表していること、
- ・会場ごとの実施責任者及び各室ごとの試験監督責任者が、受検生の所属高等学校等の教職員でないこと、
- ・受検生の所属高等学校等の教職員が採点に関わらないこと、
- ・採点の質を確保するための方策を公表していること、

等が定められており、これらの要件をセンターにおいて確認しています。

また、現在、参加要件を満たしていると確認を受けた英語民間試験について、各実施主体は、2020年度からの試験の開始に向けて、当該試験結果が大学入学者選抜に活用されることを踏まえつつ、試験の運営方法その他全般にわたり、所要の準備を進めているところです。そうした中で、文部科学省及びセンターは、そこで生じた様々な課題・懸念事項等について共有し、必要に応じ改善等を求めることとしています。

6. 資格・検定試験の活用に応じた責任主体

英語民間試験は、5. で述べた要件の外、国内で一定以上の実績があるものとして確認されたものでありますが、万が一ミスやトラブルが発生した場合には、一般的に、それぞれが実施している範囲について責任を負うことが原則となります（例えば、民間事業者等の採点ミスについて、センターや大学が責任を負うことは基本的には想定されません）。

文部科学省及びセンターとしては、ミスやトラブルが発生しないよう、民間実施主体と協議しつつ、万が一発生した場合には受検生保護を第一に具体的かつ速やかな対応を講じます。

7. 資格・検定試験を安定的に実施するための取組

センターでは、英語民間試験の実施状況について報告を求めることとしており、仮に参加要件が満たされなくなった場合の対応については、センターが定める参加要件において、「本参加要件及び別に定める協定書等で約する内容が満たされなくなった場合には、改善案を速やかに理事長に提出するとともに、これに

係る状況を公表すること。理事長は、改善状況の確認を行い、改善されない場合は必要に応じ当該試験についてシステムへの参加を取り消すものとする。」とされているところです。

これを具体化するための仕組みとして、センターに「大学入試英語成績提供システム運営委員会」を設置しており、文部科学省との緊密な連携の下に、必要な措置を講じることとしています。

8. 今後の継続的な情報発信

今後も改革の進捗状況に応じ、高等学校及び大学等をはじめ広く継続的な情報発信に努めていきたいと思えます。